

加賀市からのお知らせです

市・県民税

# 特別徴収実施のご案内

市・県民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、市・県民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から市・県民税を徴収（天引き）し、市に納入していただく制度です。

## 所得税は源泉徴収しているのに

**市・県民税は特別徴収していない、ということはありませんか？**

地方税法第321条の4及び加賀市税条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者は、すべて特別徴収義務者として市・県民税を特別徴収していただくことになっています。（原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収していただく必要があります。）

**事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません**

### 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を市へ納入していただきます。

### 納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ

